

消費者安全確保地域協議会の設置促進について

1 「消費者安全確保地域協議会」の定義

- 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった消費者の消費生活上の被害を防ぐため、多様な見守りの担い手（民生委員・消費者団体・宅配事業者・警察等）が、日々の活動の中で情報を届け、ひいては発見した被害の端緒を、確実に消費生活センターへの相談に繋げるためのネットワーク。
- [平成26年改正] 消費者安全法第11条の3で規定

2 千葉県、全国における整備状況

- 千葉県内では、船橋市、印西市、白井市、富里市の4市で設置。
- 全国では、1,741市町村のうち530市町村で設置。

3 国（消費者庁）の動向

- ・令和6年度まで

「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」



- ・令和7年度から

「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」にバージョンアップ

[令和7年10月14日（火）に対面・オンラインのハイブリッドで会議開催]

- 新たに、都道府県担当者が参画

- (株)日本郵政など、5団体が新規加入

【参考】

※ 第4次千葉県消費生活基本計画における『(3) 指標』の再掲

指標	[R5]計画策定期	R7	[R10]目標
見守りネットワークが整備されている市町村数	36市町村	45市町村	全市町村
法定協議会が設置されている市町村数	4市	4市	増加を目指す

4 これまでの県の促進方策

- (1) 市町村消費者行政担当課長会議等における説明
- (2) 高齢者等見守り講座（民生委員、訪問介護員など、日常的に高齢者等と接点を持つ方を対象とした、消費者被害防止を目的とした研修会）の開催市町村の配意
 - ・ 法定協議会との連携体制整備が正式に通知されている、厚生労働省「重層的支援整備体制整備事業」実施に前向きな市町村（事業実施予定市町村、移行準備市町村等）をピックアップ
- (3) 法定協議会に関する、県内消費者団体の研修会に厚生労働省、県・健康福祉指導課の担当者と共に参加し、基調説明、質疑応答等を実施

[令和6年12月]

5 法定協議会の設置に当たっての課題・問題点について

- (1) 見守り機能を持つ既存のネットワーク〔多くは社会福祉関係部局が主導〕が機能、活動しており、法定協議会設置の必要性を感じない、あるいは関係部署との調整をはじめとする、法定協議会の新規設置関連事務に負担感を感じる市町村が多いこと。
- (2) 特に、担当者が複数業務を兼任している小規模市町村においては、法定協議会を設置・運用できる人員体制が整っていないと感じていること。
- (3) 市町村における法定協議会設置のメリット、効果を認識できること。